

中小企業・小規模事業者の 無料経営相談を開催します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向けに無料の経営相談を実施します。

国が設置する「よるず支援拠点」から派遣される中小企業診断士等の経営の専門家に、経営の悩みや各種支援策の相談ができます。

◆日時

8月～12月の第2・第4木
曜日10時～12時、13時～16時
(相談時間は1時間程度)

詳しくはお問い合わせください。

◆会場

市役所6階会議室

◆費用

無料

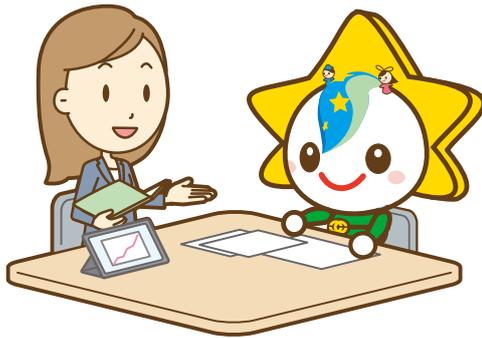
◆申込方法

電話にて(業種、相談内容をお伝えください。)

◆申込締切

相談日の1週間前まで

※融資や助成金申請手続き等の実務代行は行っていませんので、ご了承ください。



申込み・問合せ
商工観光課(6階)
☎(20)15228、FAX(20)16604

ひとり親世帯 臨時特別給付金を支給します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等の世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

	対象者	給付額	申請
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方	1世帯5万円、 第2子以降 1人につき3万円	申請は不要です 対象者には個別に通知します。
	②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方		申請が必要です 申請受付 8月3日(月)～ 提出書類等詳しくは お問い合わせください。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっており、申請時点で児童扶養手当の受給資格を有する方			
追加給付	基本給付金対象者の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方	1世帯5万円	

問合せ 子育て支援課 (2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610

1人10万円

特別定額給付金の申請はお済みですか？

ご注意ください！

申請期限は8月25日(火)までです(消印有効)。

口座への入金、金融機関の通帳へ記帳し、ご確認ください。

問合せ 特別定額給付金事務局 (1階) ☎(20)1649、FAX(20)1602